



平成 28 年 1 月 14 日

各 位

会 社 名 川口化学工業株式会社
代表者名 取締役社長 山田 吉 隆
(コード番号 4361 東証第 2 部)
問合せ先 取締役総務部長
兼 経理部長 荻野 幹 雄
(TEL 048-222-5171)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 2 月 25 日開催予定の「第 114 回定時株主総会」に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社では従来から、経営の健全性・効率性及び透明性の確保を目的に、監査役会(社外監査役が過半数)による経営への牽制機能をはじめ、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、今般、取締役会の監督機能をより一層強化するとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うため、社外取締役が過半数を占める監査等委員会設置会社に移行するため、当社定款につきまして所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(新設)	第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>
第 4 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 5 条～第 16 条 (条文省略)	第 6 条～第 17 条 (現行どおり)
<u>第 17 条 (取締役会の設置)</u> 当社は、取締役会を置く。	(削除)
第 18 条 (員数) 当社は、取締役 15 名以内を置く。	第 18 条 (員数) 1. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10 名以内とする。 2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。
(新設)	

現行定款	変更案
<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>1.（条文省略） （新設）</p> <p>2.（条文省略）</p> <p>3. 1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 （新設）</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに、各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、取締役会においては取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。</p> <p>第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p>	<p>第19条（取締役の選任）</p> <p>1.（現行どおり）</p> <p>2. 第1項の規定による取締役の選任は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と、監査等委員である取締役とを区別して、選任する。</p> <p>3.（現行どおり）</p> <p>4. 第1項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>第20条（任期）</p> <p>1. 取締役の任期は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 監査等委員である取締役については、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>第21条（代表取締役および役付取締役）</p> <p>1. 取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会はその決議によって監査等委員である取締役以外の取締役の中から、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第22条（現行どおり）</p> <p>第23条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の2日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、取締役会においては取締役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。</p> <p>第24条（取締役会の決議方法） 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第25条（取締役会の決議の省略） 当社は、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></p> <p>第27条（条文省略）</p> <p>第28条（報酬等） <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>（新設）</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p>第29条（監査役および監査役会の設置） <u>当社は監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>第30条（員数） <u>当社は、監査役5名以内を置く。</u></p> <p>第31条（選任方法） <u>1. 監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2. 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>第32条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>第33条（常勤監査役） <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第34条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、会日の2日前までに、各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、監査役全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。</u></p>	<p>第26条（取締役会の議事録） <u>取締役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した<u>取締役はこれに記名押印または電子署名を行う。</u></u></p> <p>第27条（現行どおり）</p> <p>第28条（報酬等） <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議により監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第29条（責任限定契約） <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>第30条（監査等委員会の招集通知） <u>監査等委員会の招集通知は、会日の2日前までに、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができるものとし、監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを省略することができるものとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第35条（監査役会の決議方法） 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第36条（監査役会の議事録） 監査役会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査役はこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第37条（監査役会規則） 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>第38条（報酬等） 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第39条～第41条（条文省略）</p> <p>第42条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第43条～第46条（条文省略）</p> <p>附則 第1条 当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>第2条 当社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第3条 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>	<p>第31条（監査等委員会の決議方法） 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第32条（監査等委員会の議事録） 監査等委員会の議事については、議事の経過の要領およびその結果その他法令に定める事項を議事録に記載または記録し、出席した監査等委員はこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第33条（監査等委員会規則） 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</p> <p>（削除）</p> <p>第34条～第36条（現行どおり）</p> <p>第37条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第38条～第41条（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会予定日
定款変更の効力発生予定日

平成28年2月25日
平成28年2月25日

以上